

京都市公共事業評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市公共事業評価実施要綱第3条の規定による京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 再評価及び事後評価（以下「評価」という。）の対象となる事業のうちから、各事業を取り巻く社会状況等を勘案し、審議の対象となる事業を抽出すること。
- (2) 審議の対象となる事業について、本市が実施する評価及びその結果に基づく本市の対応方針を審議し、市長その他の本市の行政機関に対し、意見の具申を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、特定事業者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、前任者の任期の途中で委員の委嘱を受けた者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が委員を招集することにより開催する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、調査及び審議を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(緊急時の特例)

第7条 緊急かつやむを得ない事情があると委員長が認めるときは、前条第3項の規定にかかわらず、文書その他の方法により委員会を開催することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 「京都市公共事業再評価委員会設置要綱(平成10年12月15日)」(以下「旧要綱」という。)は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱施行の際、旧要綱に規定する委員である者は、この要綱の第3条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、この要綱の第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。